

令和8年度平塚市立崇善小学校いじめ防止基本方針

平塚市立崇善小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめについて、本校では、法の定義や国および平塚市の基本方針に基づいて、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめととらえます。

また、いじめが「解消している状態」とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを通じて行われるものを含め、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることが目安）」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童本人および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか確認）」の2つの要件が満たされている必要があると考えます。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないために、全ての教職員がいじめの防止に取り組みます。

また、いじめは学校の内外を問わず、様々な場所で起こりうるものであることを踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ 学級活動（ホームルーム活動）等で、日常的にいじめの問題について触れ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。

- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年に複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかわる時間を多くするように努めます。
- ・ 特に配慮が必要な児童については、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。
- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童に提供し、自己有用感を高められるように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、けんかやふざけ合いであっても、いじめの可能性あることを考慮し、早い段階からの確に関わり、いじめを積極的に認知するように努めます。また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。
- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査「明るく楽しい学校生活を送るために（いじめに関するアンケート）」を行い、個々に話を聞く機会を設けます。（アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、卒業後5年間保存するものとします。）
- ・ 定期的な調査は、各学期に1回、6月と11月に実施します。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・ 相談・通報のあった事案は、「崇善小いじめ防止等対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・ 児童からの相談には、真摯に対応し、いじめられた児童（いじめを受けている疑いのある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。

(3) いじめの早期対応のための取組

○いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ 児童からの相談には、真摯に対応し、いじめられた児童（いじめを受けている疑いのある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、ほかの業務に優先して、かつ、即日、当該情報を、学校いじめ対策組織へ提供・共有します。

- ・ 児童がいじめを受けている疑いがある時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童への支援・指導を適切にかつ迅速に行います。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、平塚警察署と相談して対処します。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、原則として校長が判断し、直ちに平塚警察署に通報し、適切に援助を求めます。

○いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ いじめられた児童から事実関係を聞く際は、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるようにします。
- ・ 事実関係を迅速に保護者へ伝えるようにします。
- ・ できる限り不安を減らし、複数の教職員の協力の下、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を作っていきます。
- ・ いじめが解消した後も、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行います。

○いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。
- ・ 児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、出席停止のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとります。その際、プライバシーや個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、出席停止となった児童の教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。
- ・ ただし、いじめられた児童の立場に立っていじめと判断した場合、（例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を与えてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等）、いじめという言葉を使わずに指導することがあります。
- ・ 保護者に対しては、明確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるよう、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行っていきます。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・ 同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

(4) インターネットを通じてのいじめへの対応

- ・ 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、地域とも連携をして、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- ・ いじめに関するアンケートに、インターネットを通じて行われるいじめに関する質問項目を設けます。

3 「崇善小いじめ防止等対策委員会」の設置及び「崇善小いじめ防止等対策委員会全体会」の開催

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「崇善小いじめ防止等対策委員会」を設置し、毎月開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

また、「崇善小いじめ防止等対策委員会全体会」を開催し、崇善小教職員全員で情報の共有化を図ります。

(1) 「崇善小いじめ防止等対策委員会」の構成

児童指導・教育相談部会（各学年担当、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー）を中心として構成し、検討事項や事案内容に応じて、管理職、教務主任、当該学級担任等依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

(3) 「崇善小いじめ防止等対策委員会全体会」の開催

「崇善小いじめ防止等対策委員会」の活動内容を全職員で共有化するために、毎月定例職員会議後に「崇善小いじめ防止等対策委員会全体会」を開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・管理職、児童指導担当者、学年主任

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見や再発防止に向けた取組に関すること

令和6年 4月 8日 改訂